

## 特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユーという。英文での通称はShine For Youとする。正式名は和文の名称とする。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市鎌田 617 番地 10 に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都世田谷区南烏山 1 丁目 13 番 12 号と千葉県我孫子市天王台 5 丁目 10 番 38 号に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、

- ① 発展途上国の子ども・青少年が所属する教育機関等（以下、「教育機関」という）とともに学術、文化、芸術とスポーツの振興を図り、相手国の青少年の健全育成のための教育とその支援を進めること
- ② 日本と発展途上国の学術、文化、芸術とスポーツに関わる者、とりわけ音楽家・音楽教育者・支援者並びにこれを志す者（以下「音楽関係者」という）に、国際交流の活動の機会を提供すること
- ③ 以上の経験と国際交流を活用して、日本の子ども・青少年の健全育成に図ることを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 日本から発展途上国の教育機関等へ楽器楽譜の寄贈と音楽関係者の派遣をする音楽教育・支援事業
- ② 発展途上国からの音楽関係者との日本での演奏活動並びに日本の教育・福祉施設等の視察による国際交流事業
- ③ 前号①②の事業の経験のない日本在住の音楽関係者への発展途上国の受益対象者の紹介と研修提供による支援者育成事業
- ④ この法人の会員・支援者・受益対象者並びにこの法人と連携する団体と個人及び不特定多数の方への広報事業

(2) その他の事業

チャリティーバザー販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を3名まで置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、複数名置く場合は理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の出席した正会員の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 5 章 社員総会

(種別)

第 20 条 この法人の社員総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第 23 条 通常総会は、事業年度終了後 3 か月以内に毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 社員総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員である理事の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 社員総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日出席した正会員の2分の1以上の議決により議題とすることができます。

2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が

ある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印または署名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 資産の管理の方法
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面または電磁的記録により同意の表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

##### (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印または署名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びそ

の他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得た上で、社員総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、予算の追加と更正を行ってから10日以内に、理事長は正会員にその旨を書面または電磁的方法により報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄府の認証を得

なければならない。

- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
  - (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 定款変更のうち次の各項について、法人は所轄庁に届け出なければならない。
- (1) 事務所の所在地の変更のうち所轄庁の変更をともなわないもの
  - (2) 役員に関する事項のうち定数に掛かるもの
  - (3) 資産に関する事項
  - (4) 会計に関する事項
  - (5) 事業年度
  - (6) 解散に関する事項のうち残余財産の帰属すべき者に掛かるもの以外
  - (7) 公告の方法
  - (8) その他法の定める事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の社員総会において議決した者に譲渡するもの

とする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト とこの法人のホームページに掲載して行う。また、法人が解散した場合に(1)清算人が債権者に対して行う公告と(2)清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については官報を通じて行う。

第 10 章 捐出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第 54 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 11 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 加古川成子

副理事長 RITTAPORN ITTI

副理事長 三河正久

副理事長 堀川恵水

理事 望月厚志

理事 池未成明

監事 永井聰

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2024年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。入会金は不要とする。

(1) 正会員会費 500円（月額）

(2) 賛助会員会費 1000円（一口月額）

役員名簿

特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	かこがわ せいこ 加古川 成子		無
理事	リッターポン イッティ RITTAPORN ITTI		無
理事	みかわ ただひさ 三河 正久		無
理事	もちづき あつし 望月 厚志		無
理事	いけまつ なりあき 池末 成明		無
理事	ほりかわ えみ 堀川 恵水		有
監事	ながい さとし 永井 聰		無

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

国連 SDGs（持続的な開発目標）では「貧困をなくそう」と「質の高い教育」が掲げられています。貧困は、若年層に苦難をもたらし、質の高い教育を受ける機会を奪います。タイでは、貧困層が集まったスラム街が 2000 カ所近くあり、地方の農村も貧困で、質の高い教育を受けられない子供が多数います。さらにタイの学校では音楽の授業が、大学の音楽学部には音楽教育の講座がなく、子供向けの音楽教師も少数です。

我々は 2013 年から演奏活動で得た収益をタイや子供の貧困解決や教育の非営利団体に寄付して参りました。またスラム街と地方の教育機関に、楽器を寄贈し、日本人演奏者を派遣する他、スラム街の子供オーケストラと日本人演奏家の共演等の音楽教育・支援活動も進めて参りました。

こうした活動を進める中で、スラム街に生まれ自分の存在価値に自信がなかった子供が、楽器の演奏を通じて自分には価値があると自尊心を持ち、それを支えた親も子を誇りに思い、スラム街に蔓延するドラッグや犯罪への誘惑を断ち切って自立する姿を目の当たりにしてきました。こうして我々は、日本と各国の子供が、自分の存在価値に気づいたタイの子供と国際交流を重ねることで、自ら健全な心と自立する力を得て、地域社会の貧困から来る悪影響を削減できると確信するに至りました。この活動を進めてきた音楽家の他、芸術家・文化人・パフォーマー・スポンサーなどの支援者の力を結集し、かつ日本での支援者を増やすには、日本を拠点とした社会的に認められた特定非営利活動法人の設立が必須であると考えます。

法人設立後、我々はタイでの音楽教育・支援事業と国際交流の活動を継続・拡大しつつ、対象国を他の発展途上国、貧困層が広がる日本、そして活動の幅を他の文化、芸術、スポーツ等の教育・支援の振興に広げ、子供・親・地域社会が抱える問題の解決を図ります。また我々の活動の戦力となる新たな支援者の育成に努めます。ここに皆様の幅広いご参加とご支援をお願いする次第です。

### 2 申請に至るまでの経過

- 平成 25 年 12 月 タイ・バンコクで任意団体「Salon hors du Temps」として活動開始。
- 平成 27 年 2 月 在タイ日本人音楽家によるチャリティコンサート開催（以降、毎年開催）。
- 令和元年 6 月 日本で寄贈を呼びかけたバイオリンをタイのスラム街の子供オーケストラに寄贈。バンコクスラム街のオーケストラと日本からの音楽家が共演。支援の輪が広がる。
- 令和元年 8 月 タイの教育機関等への楽器の寄付と演奏を行う「ピアノ基金」募集開始。
- 令和 4 年 6 月 スラム街青少年オーケストラ来日による日本の青少年オーケストラとの交流の準備開始。
- 令和 4 年 11 月 設立代表と理事候補者を設立発起人とする設立準備会を開催（以降、毎週定期開催）。
- 令和 5 年 6 月 3 日 設立総会を開催。
- 令和 5 年 6 月 3 日

特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー  
設立代表者 堀川 恵水

## 2023年度事業計画書

成立の日から2024年5月31日まで

特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー

### 1 事業実施の方針

初年度は、事業の対象国をタイに限定し、定款5条の①日本から発展途上国の教育機関等へ楽器楽譜の寄贈と音楽関係者の派遣をする音楽教育・支援事業は、従来からの事業を継続、②発展途上国からの音楽関係者との日本での演奏活動並びに日本の教育・福祉施設等の視察による国際交流事業は、拡大する事業としてタイのスラム街の青少年オーケストラの団員を日本に初めて招聘し、日本の北海道、熊本と東京の各機関と連携して青少年の演奏家不特定多数と交流を図るとともに、日本の公立学校の訪問をきっかけに海外の音楽教育者が日本の教育機関の音楽の授業・講義を視察するルート構築を進める。

新たな事業として、定款5条の③前号①②の事業の経験のない日本在住の音楽関係者への発展途上国の受益対象者の紹介と研修提供による支援者育成事業の開始に先立ち、日本の音楽大学を訪問し、協議の上、どのような事業モデルとするか要望を調査・整理する。加えて④この法人の会員・支援者・受益対象者並びにこの法人と連携する団体と個人及び不特定多数の方への広報事業では、この法人が事業を始めるにあたって、広く多数の日本の市民にこの法人とこの法人と連携する法人の活動を知っていただき、活動への参加と支援をお願いしていくために、広報事業に注力し、スラム街の青少年オーケストラの招聘資金をはじめとするこの法人の活動資金を調達するべく、各方面に協力をお願いする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
①日本から発展途上国の教育機関等へ楽器楽譜の寄贈と音楽関係者の派遣をする音楽教育・支援事業	楽器・楽譜等の寄付を日本で募り、これをタイの受益対象者まで輸送。日本からタイまでの会場輸送費はタイの協力者負担。	通期	日本各地 タイ	役員2名	イマヌエルオーケストラ、DVシェルター、盲学校、地方の教育機関他の青少年(以下「タイの青少年」)不特定多数	100
	タイの受益対象者に音楽演奏家を派遣。渡航費用は、音楽演奏家が負担。	通期	タイ	役員2名 演奏家数名	シーナカリンワイロート大学約10名	上記に含む
	日本の演奏家による大学での音楽教育の提供。渡航費用は、音楽教師が負担。	8月	タイ	役員2名 教師3名	イマヌエルオーケストラ	上記に含む
②発展途上国から	イマヌエルオーケストラ来日	10月	東京都	役員6名		6,058

の音楽関係者との 日本での演奏活動 並びに日本の教育・ 福祉施設等の視察 による国際交流事 業	による国際交流事業  日本のネグレクト・少年院の実 態教育の関連機関リストの作 成、見学と実態調査	11月-	熊本県 北海道  埼玉県 奈良県 北海道	社員 2名 支援者 10名  役員 1名 役員 1名 支援者 1名	ストラ 15名 東京・熊本・北海道 青少年:不特定多 数  コンパスナビ 奈良拘置支所 特別支援学級 以上人数は数名	30
						上記に含む 上記に含む
③前号①②の事業 の経験のない日本 在住の音楽関係者 への発展途園の受 益対象者の紹介と 研修提供による支 援者育成事業	日本の音楽大学を訪問し、協議 の上、どのような事業モデルと するか要望を調査・整理	12月	東京	役員 1名 役員 1名 支援者 1名	国立音楽大学若干 名	30
④この法人の会 員・支援者・受益対 象者並びにこの法 人と連携する団体 と個人及び不特定 多数の方への広報 事業	会員向け広報活動  支援者向け広報活動  受益者・関連団体向け広報活動  募金箱設置依頼活動	通期  通期  通期  8-9月	全世界  全世界  全世界  東京	役員 1名  役員 6名  社員 1名  役員 1名	会員  不特定多数  不特定多数  不特定多数	30  80  30  30

## (2) その他の事業（初年度は調査のみ）

定款の事業名	事 業 内 容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 予定人数	予算
チャリティーバザー販 売事業	途上国の地方やスラム街の商品調査  この法人の活動に協賛する企業の商品販売 並びにこの法人のブランドの利用権につき ロイヤルティを受領する事業の調査	11月-2月  通期	日本  全国各地	1名  3名	0  0

## 2024年度事業計画書

2024年6月1日から2025年5月31日まで  
特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー

### 1 事業実施の方針

2023年度（初年度）の対象国は、タイに限定していたが、2024年度は新たにベトナム、フィリピン、カンボジアへの展開を調査・計画する。

定款5条の①日本から発展途上国の教育機関等へ楽器楽譜の寄贈と音楽関係者の派遣をする音楽教育・支援事業、②発展途上国からの音楽関係者との日本での演奏活動並びに日本の教育・福祉施設等の視察による国際交流事業は、初年度からの継続事業とするが、受益者と支援者双方の拡大と青少年育成に向けた充実を図る。

初年度は調査検討にとどまっていた定款5条の③前号①②の事業の経験のない日本在住の音楽関係者への発展途上国の受益対象者の紹介と研修提供による支援者育成事業は、初年度構築した事業モデルの実証事業を開始する。

また④この法人の会員・支援者・受益対象者並びにこの法人と連携する団体と個人及び不特定多数の方への広報事業は、広報、資金獲得の事業モデルを再吟味し、資金獲得の音楽活動を規模・質ともに充実させるとともに、各団体の業務委託や助成金を調査し、応募する。加えて広報活動を他の文化や芸術等の教育・支援の受益者に拡大する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者予定期	受益対象者の範囲及び予定期	支出見込額(千円)
①日本から発展途上国の教育機関等へ楽器楽譜の寄贈と音楽関係者の派遣をする音楽教育・支援事業	楽器・楽譜等の寄付を日本で募り、これをタイの受益対象者まで輸送。日本からタイまでの会場輸送費はタイの協力者負担。 タイの受益対象者に音楽演奏家を派遣。タイ收穫祭他派遣先の幅を拡大。渡航費用は演奏家負担。 日本の演奏家による大学での音楽教育の提供。渡航費用は、音楽教師が負担。	通期 通期 通期	日本各地 タイ タイ	2名 2名 3名	イマヌエルオー ケストラ、DV シェルター、盲 学校、地方の教育 機関他の青少年 (以下「タイの青少年」) 不特定 多数	100 上記に含む 上記に含む
②発展途上国からの音楽関係者との日本での演奏活動並びに日本の教育・福祉施設等の視察	タイ、ベトナム、フィリピン、カンボジアの子供オーケストラの関係者と接点がある日本の団体と相互連携の協議。	10月以降	日本各地	3名	複数の大学の音楽部への講師派遣 各団体若干名	36

による国際交流事業	イマヌエルオーケストラのリーダ来日による福祉・教育施設他との国際交流と収穫祭参加による文化交流	11月	東京他 仙台予定	6名	検討中	2,070
③前号①②の事業の経験のない日本在住の音楽関係者への発展途園の受益対象者の紹介と研修提供による支援者育成事業	日本の音楽大学を訪問し、受益対象者の紹介と派遣を希望する学生や若い音楽家を数名選抜し、派遣する。渡航滞在費は学生負担。	12月	東京	2名	主要音楽大学若干名	24
④この法人の会員・支援者・受益対象者並びにこの法人と連携する団体と個人及び不特定多数の方への広報事業	会員向け広報活動  支援者向け広報活動  受益者・関連団体向け広報活動 他の文化や芸術等の教育・支援の受益者に拡大する。  募金箱設置依頼活動	通期  通期  通期	全世界  全世界  全世界	役員1名 社員2名  役員6名 社員2名  社員2名	会員  不特定多数  不特定多数	32  92  32  32
			東京	役員1名	不特定多数	

(2) その他の事業（初年度は調査のみ）

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者予定期数	予算
チャリティーバザーブラン事業	途上国の地方やスラム街の商品販売  この法人の活動に協賛する企業の商品販売並びにこの法人のブランドの利用権につきロイヤルティを受領する事業	通期  通期	全国各地  全国各地	1名  1名	122  12

設立当初の事業年度 活動予算書  
法人成立の日から 2024年5月31日まで  
特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	240,000		240,000
賛助会員受取会費	240,000		240,000
			0
2 受取寄附金			
受取寄附金（募金箱での募金を想定）	90,000		90,000
			0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
国際交流事業売上	7,000,000		7,000,000
広報事業売上	1,000,000		1,000,000
その他の事業収益			0
5 その他収益			
受取利息	92		92
雑収益	0		0
経常収益計	8,570,092	0	8,570,092
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価	0		0
広告宣伝費	250,000		250,000
業務委託費	90,000		90,000
諸謝金	400,000		400,000
印刷製本費	140,000		140,000
会場費	500,000		500,000
会議費	100,000		100,000
旅費交通費	3,988,000		3,988,000
車両費	30,000		30,000
通信運搬費	710,000		710,000
消耗品費	180,000		180,000
その他経費計	6,388,000	0	6,388,000
事業費計	6,388,000	0	6,388,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	960,000		960,000
人件費計	960,000	0	960,000
(2) その他経費			
業務委託費	100,000		
印刷製本費	10,000		10,000
会議費（1千円×10名）	10,000		10,000
旅費交通費（10千円×10か月）	100,000		100,000
通信運搬費	10,000		10,000
消耗品費（1千円×10か月×3か所）	30,000		
水道光熱費（1千円×10か月×3か所）	30,000		30,000
支払手数料	10,000		10,000
その他経費計	300,000	0	150,000
管理費計	1,260,000	0	1,110,000
経常費用計	7,648,000	0	7,648,000
当期経常増減額	922,092	0	922,092
<b>III 経常外収益</b>			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
<b>IV 経常外費用</b>			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	922,092	0	922,092
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			922,092

令和6年度 活動予算書  
2024年6月1日から2025年5月31日まで  
特定非営利活動法人シャイン・フォー・ユー  
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	240,000		240,000
賛助会員受取会費	240,000		240,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金（募金箱での募金を想定）	180,000		180,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	300,000		300,000
4. 事業収益			
国際交流事業	2,000,000		2,000,000
広報事業	1,000,000		1,000,000
その他の事業収益		300,000	300,000
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	115		115
経常収益計	3,960,115	300,000	4,260,115
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価		100,000	100,000
広告宣伝費	250,000	10,000	260,000
業務委託費	90,000		90,000
諸謝金	400,000		400,000
印刷製本費	140,000		140,000
会場費	500,000		500,000
会議費	100,000		100,000
旅費交通費	768,000	24,000	792,000
車両費	30,000		30,000
通信運搬費	110,000		110,000
消耗品費	30,000		30,000
その他経費計	2,418,000	134,000	2,552,000
事業費計	2,418,000	134,000	2,552,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,152,000		1,152,000
人件費計	1,152,000	0	1,152,000
(2) その他経費			
業務委託費	100,000		100,000
印刷製本費	10,000		10,000
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	120,000		120,000
通信運搬費	10,000		10,000
消耗品費	36,000		36,000
水道光熱費	36,000		36,000
支払手数料	10,000		10,000
その他経費計	332,000	0	332,000
管理費計	1,484,000	0	1,484,000
経常費用計	3,902,000	134,000	4,036,000
当期経常増減額	58,115	166,000	224,115
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	166,000	▲ 166,000	
当期正味財産増減額	224,115	0	224,115
前期繰越正味財産額			922,092
次期繰越正味財産額			1,146,207